

# 令和8年度 沖縄支部事業計画（案）

## 新旧対照表

令和7年度第3回全国健康保険協会沖縄支部評議会  
(令和8年1月19日)

## 令和 8 年度沖縄支部事業計画（案）新旧対照表

新（令和 8 年度）	旧（令和 7 年）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>（1）健全な財政運営</p> <p>①中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>②今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</p> <p>③医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 <u>280</u> 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>（1）健全な財政運営</p> <p>①中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>②今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</p> <p>③医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 <u>260</u> 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、</p>

- 令和 7 年度計画からの文言修正：令和 7 年度分、令和 8 年度分とともに修正箇所を朱書き及び赤下線で表示。
- 令和 7 年度計画からの文言削除：令和 7 年度分の削除箇所を朱書き及び見え消しで表示。
- 令和 7 年度計画課からの文言追加：令和 8 年度分の追加箇所を朱書き及び赤下線で表示。

中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。

協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。

## （2）業務改革の実践と業務品質の向上

### ①業務処理体制の強化と業務改革の徹底

- i ) 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。  
また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。
- ii ) 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施するとともに、より一層職員の意識改革を促進する。
- iii ) 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。

中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

## （2）業務改革の実践と業務品質の向上

### ①業務処理体制の強化と業務改革の徹底

- i ) 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ii ) 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を実施するとともに、職員の意識改革を促進する。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するために

	<p>は、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>②サービス水準の向上</p> <p>i) すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード: 10日間)を遵守する。<u>また、平均所要日数7日以内を維持する。</u></p> <p>ii) 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、<u>電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。</u></p> <p>iii) 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や品質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会について的確に対応する。</p> <p>iv) <u>「お客様の声」等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</u></p> <p>②サービス水準の向上</p> <p>i) すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード: 10日間)を遵守する。</p> <p>ii) 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、<u>郵送による申請を促進する。</u></p> <p>iii) 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会について的確に対応する。</p> <p>iv) <u>「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</u></p> <p>【困難度: 高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023(令和5)年1月のシステム刷新による</p>
--	--

<p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p> <p>③現金給付等の適正化の推進</p> <p>i ) <u>業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。</u></p> <p>ii ) 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、<u>保険給付適正化PT(支部内に設置)</u>において内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、<u>必要に応じ事業主への立入検査を実施する。</u></p> <p>iii ) 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</p> <p>iv ) 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は地方厚生局へ情報提供を行う。</p>	<p>自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数 7 日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</p> <p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p> <p>③現金給付等の適正化の推進</p> <p>i ) <u>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。</u></p> <p>ii ) 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、<u>支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT(支部内に設置)</u>において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</p> <p>iii ) 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</p> <p>iv ) 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、<u>重点的に審査を行う</u>。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供</p>
--	---

<p>v) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</p> <p>vi) 被扶養者資格の再確認について、<u>未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。</u></p> <p>vii) これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性について本部主催の管理者・担当者に対する業務研修等を通じ高めていく。<u>また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。</u></p> <p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <p>i) 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</p> <p>ii) 毎月の自動点検マスタの精緻な更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。</p> <p>iii) 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、<u>点検員のスキルアップを図るとともに、</u>高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に<u>点検</u>する。</p> <p>iv) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見</p>	<p>を行う。</p> <p>v) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</p> <p>vi) 被扶養者資格の再確認について、<u>宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書等での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</u></p> <p>vii) これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性について本部主催の管理者・担当者に対する業務研修等を通じ高めていく。</p> <p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <p>i) 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</p> <p>ii) 每月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。</p> <p>iii) 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に<u>審査</u>する。</p> <p>iv) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見</p>
---	--

をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項は、点検員全員で検討を行う。

- v) 他支部の査定事例を活用した勉強会や外部講師を活用した研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- vi) 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  
(※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額  
2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

#### ⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- i) 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及

をフィードバックする。

v) 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。

- vi) システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

- KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする  
(※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額  
2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

#### ⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- i) 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及

び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。

ii) 早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを実施し、債権回収率の向上を図る。

iii) 交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権は、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。

ii) 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを実施し、債権回収率の向上を図る。

iii) 交通事故や傷害事故等が原因による損害賠償金債権は、損害保険会社または加害者本人等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

#### 【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

## ⑥DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- i) 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。また、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- ii) 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和 8）年 1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。
- iii) 被扶養者資格の再確認について、効果的かつ効率的に実施する。
- iv) マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」については、加入者からの申請による送付する方法へ見直す。

### 【重要度：高】

マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。

## ⑥DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- i) オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図るとともに、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。
- ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関して、2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。

### 【重要度：高】

2025（令和 7）年 12 月 1 日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により 2025（令和 7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

<p>2. 戰略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>(1) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <p>i) 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</p> <p>ii) 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、<u>必要に応じて</u>地元大学等の有識者の知見等も活用して実施する。</p> <p>iii) <u>本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信する「調査研究フォーラム」に積極的に応募するとともに、事業主や加入者等へ広く広報を行う。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えるも、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一體となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</p> <p>2. 戰略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>(1) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <p>i) 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</p> <p>ii) 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者の知見等も活用して実施する。</p> <p>iii) <u>データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部が主催する統計分析研修等を積極的に受講するとともに、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取組、職員の分析能力の更なる向上を図る。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正</p>
--	--

化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

#### 【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。

## ②好事例の横展開

### i ) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進

職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

自治体が実施する健診結果説明会の機会を活用した特定保健指導や、かかりつけ医と連携した保健指導プログラムを自治体と協働して実施することにより、メタボリックシンドロームを起因とする疾患の予防や重症化予防対策を図る。

#### 【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。

## （2）健康づくり

### ①保健事業の一層の推進

i ) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。

また、保健事業の効果的な推進を図るため協定を締結している5者協定（沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ）において協力・連携を図り、地域の実情に応じた

## （2）健康づくり

### ①保健事業の一層の推進

i ) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

また、保健事業の効果的な推進を図るため協定を締結している5者協定（県、労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ）において協力・連携を図り、地域の実情に応じた

沖縄産業保健総合支援センター）において協力・連携を図り、地域の実情に応じた取組を強化する。

■第3期保健事業計画（データヘルス計画）6年後に達成する目標：加入者のメタボリックシンドローム該当率を18.9%より低減する

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- i) 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、受診履歴や対象者の年齢など特性に応じた個別の受診勧奨、生活習慣病予防健診の有益性について事業主に周知することで生活習慣病予防健診への切り替えを促進する。
- ii) 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。
- iii) 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、被扶養者の利便性を考慮した会場及び離島における協会主催の集団健診を開催し、集団健診の実施にあたっては緑内障等失明に繋がる

取組を強化する。

■第3期保健事業計画（データヘルス計画）6年後に達成する目標：加入者のメタボリックシンドローム該当率を18.9%より低減する

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- i) 生活習慣病予防健診について、2023(令和5)年度に実施した自己負担の軽減及び2024(令和6)年度に実施した付加健診の対象年齢拡大をもとに関係機関と連携した受診勧奨の取組を行い、実施率の向上を図る。
- ii) 「健診・保健指導カルテ」等の活用により事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析を行い、効果的かつ効率的なアプローチを行う。
- iii) 健診機関等との連携を強化し、加入者のニーズや特性に応え、受診機会の拡大を図る。

重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。  
また、がん検診との同時実施等、市町村との連携により特定健診の機会を確保する。

iv) 事業者健診について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進~~するとともに、外部委託を活用し事業所から健診データを効率的に取得する。また労働局や健診機関等と連携を図り、事業者健診データの取得促進を図るほか、40歳未満も含めた事業者健診データが確実に協会に提供されるよう事業主へのアプローチを強化する。~~

v) 健診体系の見直しとして 2027（令和 9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の

iv) 加入者の健診受診機会の確保のため、生活習慣病予防健診の実施機関拡大に向けた取組を実施する。

v) 事業者健診について、2025（令和 7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。また外部委託を活用し、生活習慣病予防健診の受診がない事業所から事業者健診データを効率的に取得する。

vi) 労働局や健診機関等と連携を図り、事業者健診データの取得促進を図る。

vii) 受診履歴や対象者の特性に応じた多様な受診勧奨を行い、実施率の向上を図る。

viii) 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、被扶養者の利便性を考慮した会場による協会主催の集団健診を開催~~する。また~~集団健診開催にあたっては、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：223,311 人）

生活習慣病予防健診 実施率 68.8%

（実施見込者数：153,638 人）

事業者健診データ 取得率 7.0%

（取得見込者数：15,632 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：52,163 人）

特定健康診査 実施率 33.1%

（実施見込者数：17,266 人）

■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を 68.8% 以上とする

2) 事業者健診データ取得率を 7.0% 以上とする

3) 被扶養者の特定健診実施率を 33.1% 以上とする

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：216,397 人）

生活習慣病予防健診 実施率 68.5%

（実施見込者数：148,232 人）

事業者健診データ 取得率 7.0%

（取得見込者数：15,148 人）

■ 被扶養者（実施対象者数：53,224 人）

特定健康診査 実施率 32.0%

（実施見込者数：17,032 人）

■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を 68.5% 以上とする

2) 事業者健診データ取得率を 7.0% 以上とする

3) 被扶養者の特定健診実施率を 32.0% 以上とする

<p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) <u>特定保健指導実施率の向上</u></p> <p>ア) 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに<u>沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）</u>の徹底を図る。</p> <p>イ) 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。</p> <p>ウ) 保健師・管理栄養士の稼働の量的拡大を図るとともに、外部委託機関との適切な業務配分を行い、指導機会の確保を図る。</p> <p>エ) <u>質を担保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。特に人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。</u></p> <p>オ) <u>遠隔面談等のICTを活用する等、対象者の利便性の向上を図る。</u></p> <p>カ) <u>ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保健指導」やセミナー等における来所型面談、市町村と連携した「健診結果説明会」等、加入者の特性やニーズ、利便性を考慮し特定保健指導者の増加を図る。</u></p> <p>キ) <u>経年的に特定保健指導の利用がない事業所等に対し、保健師及び幹部職員の訪問による特定保健指導の利用勧奨により、実施率向上を図る。</u></p>	<p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) <u>本部が策定した標準モデルに基づき、積極的支援対象者全員に利用案内を実施するなど、特定保健指導対象者への通知の徹底を図る。</u></p> <p>ii) <u>保健師・管理栄養士の稼働の量的拡大を図るとともに、外部委託機関との適切な業務配分を行い、指導機会の確保を図る。</u></p> <p>iii) <u>特定保健指導の外部委託を更に推進していくほか、健診当日に特定保健指導が実施できる健診機関の拡大に努める。</u></p> <p>iv) <u>情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。</u></p> <p>v) <u>ショッピングセンター等における協会主催の「まちかど特定保健指導」や、市町村と共に公共施設における「健診結果説明会」を行うなど、加入者の特性やニーズに応え特定保健指導利用者の増加を図る。</u></p> <p>vi) <u>経年的に特定保健指導の利用がない事業所等に対し、保健師及び幹部職員の訪問による特定保健指導の利用勧奨により、実施率向上を図る。</u></p> <p>vii) <u>事業所カルテを用いた事業所の健康づくりに関する相談・サポート</u></p>
--	---

<p><u>ii ) 特定保健指導の質の向上</u></p> <p>第4期特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」<u>(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する)</u>に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、保健師・管理栄養士<u>及び外部委託機関</u>のスキル向上を図るため研修会を開催する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのよ</p>	<p><del>ートを実施する。</del></p> <p><u>viii) 2024(令和6)年度から開始された第4期特定健診・特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、保健師・管理栄養士のスキル向上を図るため研修会を開催する。</u></p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、</p>
---	--

うな中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：34,261人）

特定保健指導 実施率 37.1%（実施見込者数：12,711人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,117人）

特定保健指導 実施率 18.3%（実施見込者数：387人）

■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 37.1%以上とする  
2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 18.3%以上とする

④重症化予防対策の推進

i) 血圧・血糖・脂質等に着目した未治療者受診勧奨を、支部及び外部委託により着実に実施する。また、健診後の早期受診に繋げるため、健診機関における健診当日の受診勧奨に加え健診後の受診状況確認を推進する。

ii) 糖尿病性腎症重症化予防事業について「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導

困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：37,964人）

特定保健指導 実施率 35.6%  
(実施見込者数：13,515人)

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,094人）

特定保健指導 実施率 16.9%  
(実施見込者数：354人)

■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 35.6%以上とする  
2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 16.9%以上とする

④重症化予防対策の推進

i) 未治療者に対する重症化予防について、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した従来の受診勧奨と併せ、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者に対する受診勧奨を、支部及び外部委託により実施し、確実に治療に繋げる取組を進めること。

ii) 早期に治療につなげるための取組として、健診当日の受診勧奨の外部委託を推進する。

iii) 糖尿病の重症化予防について、「沖縄版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医と連携した生活指導を進めること。

を進める。

iii) 高血圧及び脂質対策として高血圧や脂質高値者の多い健康宣言事業所を対象に健康講話及び保健指導等を行う高血圧対策プログラム、脂質改善プログラムを実施し、高血糖対策については 2 つのスキームを参考に対策プログラムを検討する。

iv) 事業所における早期の医療機関受診勧奨の促進を、健康宣言事業所には 5 者協定先（沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・協会けんぽ沖縄支部・沖縄産業保健総合支援センター）と連携して実施するとともに、未治療者の多い医療機関には沖縄県医師会と連携して実施する。さらに沖縄県医師会と連携した 65 歳未満健康・死亡率改善プロジェクトを展開する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）令和 7 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤コラボヘルスの推進

iv) 沖縄県医師会と連携した 65 歳未満健康・死亡率改善プロジェクトを展開する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）2025（令和 7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤コラボヘルスの推進

i) 健康経営宣言について、健康経営宣言事業所数の拡大とともに

- |  |   |
|--|---|
| <p>i ) 健康経営宣言について、健康経営宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</p> <p>ii ) うちなー健康経営推進団体としての宣言を商工会議所等に広く行っていただくことで、中小企業におけるうちなー健康経営宣言の拡大、及び健康づくりの取組の充実を図る。</p> <p>iii ) 効果的な健康経営を推進していただくことを目的とした健康経営セミナー等を実施する。</p> <p>iv ) 被扶養者の健診受診率向上を図るため、支部長・事業主の連名による健診受診勧奨文書を直接被扶養者に送付する「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を実施する。</p> <p>v ) 沖縄県薬剤師会と連携した「禁煙サポート事業」の拡充を図る。</p> <p>vi ) 健康経営宣言をした事業所について、取組内容に応じた支部独自の優良事業所認定制度（クガニ・シルガニ・アカガニ認定）を活用することで、健康経営宣言事業所の健康経営に関する質の向上を図る。</p> <p>vii ) 健康経営宣言事業所に対して、包括的連携協定を締結している5者にて連携のうえ支援等の働きかけを行い、そこで得た成果や知見を広く事業主や加入者に周知することで、健康経営宣言を全県的に普及させるための活動の基盤とする。</p> <p><u>viii) 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点を踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。</u></p> <p><u>ix) メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。</u></p> | <p>に、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</p> <p>ii ) うちなー健康経営推進団体としての宣言を商工会議所等に広く行っていただくことで、中小企業におけるうちなー健康経営宣言の拡大、及び健康づくりの取組の充実を図る。</p> <p>iii ) 効果的な健康経営を推進していただくことを目的とした健康経営セミナー等を実施する。</p> <p>iv ) 被扶養者の健診受診率向上を図るため、支部長・事業主の連名による健診受診勧奨文書を直接被扶養者に送付する「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を実施する。</p> <p>v ) 沖縄県薬剤師会と連携した「禁煙サポート事業」の拡充を図る。</p> <p>vi ) 健康経営宣言をした事業所について、取組内容に応じた支部独自の優良事業所認定制度（クガニ・シルガニ・アカガニ認定）を活用することで、健康経営宣言事業所の健康経営に関する質の向上を図る。</p> <p>vii ) 健康経営宣言事業所に対して、包括的連携協定を締結している5者にて連携のうえ支援等の働きかけを行い、そこで得た成果や知見を広く事業主や加入者に周知することで、健康経営宣言を全県的に普及させるための活動の基盤とする。</p> |
|--|---|

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を2,120事業所（※）以上とする  
(※) 標準化された健康宣言の事業所数

（3）医療費適正化

①医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発や、新規適用事業所や健康保険委員研修会等でジェネリック希望シール及びリーフレットを配布する。また、各種セミナーや健康イベント、加入者にとって身近な公共機関や銀行等といった場所でポスター掲示を行い、周知啓発を図る。医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るために、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を2,080事業所（※）以上とする  
(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

（3）医療費適正化

①医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

各種広報誌掲載による普及啓発や、新規適用事業所や健康保険委員研修会等でジェネリック希望シール及びリーフレットを配布する。また、各種セミナーや健康イベント、加入者にとって身近な公共機関や銀行等といった場所でポスター掲示を行い、周知啓発を図る。医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果を参考に、医療機関や

でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。

(※1) 「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」

iii) 上手な医療のかかり方

医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。また、ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。

i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国その後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的

関係者への働きかけを行うなど、使用促進事業を開始する。

iii) 上手な医療のかかり方

医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

【重要度：高】

国その後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。  
経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

#### 【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）  
を年度末時点で93.8%以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）  
を年度末時点で対前年度末以上とする

（※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関  
や関係者への働きかけを実施する。

<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i ) 意見発信のための体制の確保</p> <p>意見発信等を行う環境づくりに向け、地域医療対策会議等への参画について、県に対して積極的に働きかける。</p> <p>ii ) 外部への意見発信や情報提供</p> <p>健診受診及び保健指導のメリットについての広報などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。</p> <p>また、支部で実施した医療費分析等の結果については、エビデンスに基づく効果的な意見発信として、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を利用した情報発信としても活用する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <p>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけよう、各種広報物の作成及び配布、新聞広告の掲載、健康保険委員研修会など各種研修会における説明により、制度の周知広報を繰り返し丁寧に行っていく。</p> <p>また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。</p>	<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i ) 意見発信のための体制の確保</p> <p>意見発信等を行う環境づくりに向け、地域医療対策会議等への参画について、県に対して積極的に働きかける。</p> <p>ii ) 外部への意見発信や情報提供</p> <p>健診受診及び保健指導のメリットについての広報などにより、健診受診率及び特定保健指導実施率向上を図る。</p> <p>また、支部で実施した医療費分析等の結果については、エビデンスに基づく効果的な意見発信として、地域医療構想対策会議等での意見発信やマスコミ等を利用した情報発信としても活用する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <p>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけよう、各種広報物の作成及び配布、新聞広告の掲載、健康保険委員研修会など各種研修会における説明により、制度の周知広報を繰り返し丁寧に行っていく。</p> <p>また、特定健診・特定保健指導の実施率、重症化予防のための受診勧奨、ジェネリック医薬品使用割合などの各評価項目の実施状況を把握し、実績値の向上に努める。</p>
---	---

（4）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

①加入者・事業主への情報発信

協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。

このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部の示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを策定し、実施する。

具体的には、

i ) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。

ii ) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。

iii ) 地域の特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する。

iv ) 評価・検証・改善のプロセス (PDCA サイクル) を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。

「令和8年度支部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得てีけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。

広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS

（4）広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

①支部広報計画に基づき、健康づくりサイクルの定着やコラボヘルスをはじめ、インセンティブ制度、健康づくりや給付に関する各種手続き、制度改正等、加入者に広く周知すべき情報をタイムリーに発信する。

②具体的には、地域の特性を踏まえた地元メディアに対するプレスリリース、広報チラシの発行、市町村・関係団体が発行する広報誌への記事掲載、新聞広告の掲載、ラジオを活用した広報等を実施する。

③加入者に直接届けることができる媒体であるSNS (LINE)、メールマガジンの活用に取り組む。

(LINE) やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。

②健康保険委員を通じた広報の強化

健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。

健康保険委員の未委嘱事業所のうち、一定数の被保険者を有する事業所及び課題の多い業態に属する事業所を中心として、健康経営宣言と併せた文書勧奨や事業所訪問等を行うことにより、委嘱者数のさらなる拡大と事業所の健康度向上を図る。

- KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 47.9%以上とする
- 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2回以上 情報発信を行う
- 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

(1) 人事制度の適正な運用

目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。

④健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険事業の理解向上を目的とした研修をオンライン等で実施するほか、広報活動等により健康保険委員活動の支援を行う。

⑤健康保険委員の未委嘱事業所のうち、一定数の被保険者を有する事業所及び課題の多い業態に属する事業所を中心として、健康経営宣言と併せた文書勧奨や事業所訪問等を行うことにより、委嘱者数のさらなる拡大と事業所の健康度向上を図る。

- KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 47.9%以上とする
- 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う
- 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

(1) 人事制度の適正な運用

目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。

## (2) 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置

支部の戦略的保険者機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。

## (3) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材育成

①保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。

②支部の課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

③保険者機能の強化を支える体制整備のため「互いを尊重し、学び、成長できる職場」という「目指すべき職場像」を設定し、職員の育成強化と支部内の横断的な相互支援体制の確立を目指す。

## (4) 働き方改革の推進

病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタル対策等の取組を進め、協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。

## (2) 更なる保険者機能の発揮に向けた人材育成

0JTを中心とした人材育成や、本部が主催する階層別研修、業務別研修の受講に加え、eラーニングによる研修や自己啓発の支援等を通じて、保険者機能を一層発揮するための人材を育成する。

## (3) 働き方改革の推進

病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタル対策等の取組を進め、協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。

#### (5) 風通しのよい組織づくり

協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。

#### (6) 内部統制の強化

①リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。

②的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。

③規程、細則、マニュアル等に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行する。

④階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

#### (7) 個人情報の保護の徹底

①保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。

#### (4) 内部統制の強化

リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。

#### (5) 個人情報の保護の徹底

①保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。

②定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

(8) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

①協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

②定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。

③相談窓口（外部のコンプラホットラインを含む。）の周知及び制度に関する研修を継続的に実施する。

(9) 災害への対応

大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。

(10) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

①サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。

②調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の

②個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

(6) 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

①協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

②コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。

(7) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

①調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をすると

審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。

③調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。

④少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

ともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。

②調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。

③少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

④経費に対する職員のコスト意識を高めると共に消耗品の在庫管理等を徹底し調達量の適正化に努め、経費節減を図る。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

## 令和8年度KPI一覧

※「支部ごとに設定」したKPIについては赤字で表記

### 【基盤的保険者機能の盤石化】

具体的施策	令和8年度 KPI	令和7年度 KPI
1.サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする (※) ※サービススタンダードの達成状況については、令和5年の決定件数が年間200万件を超える規模であることを踏まえ、KPI実績は、小数点第3位を四捨五入して評価する。 ② サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する ③ 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする
2.レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定(減額)した額 + 協会の医療費総額 ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	①協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
3.債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする

### 【保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備】

具体的施策	令和8年度 KPI	令和7年度 KPI
1.費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一括応札案件の割合について、15%以下とする	一般競争入札に占める一括応札案件の割合について、15%以下とする

### 【戦略的保険者機能の一層の発揮】

具体的施策	令和8年度 KPI	令和7年度 KPI
1.特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 健診実施者数(事業者健診データ取得者数を含む)を対前年度以上とする ② 生活習慣病予防健診実施率を68.8%以上とする ③ 事業者健診データ取得率を7.0%以上とする ④ 被扶養者の特定健診実施率を33.1%以上とする	① 健診実施者数(事業者健診データ取得者数を含む)を対前年度以上とする ② 生活習慣病予防健診実施率を68.5%以上とする ③ 事業者健診データ取得率を7.0%以上とする ④ 被扶養者の特定健診実施率を32%以上とする
2.特定保健指導実績評価者数及び質の向上	① 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする i) 特定保健指導実施率の向上 ii) 特定保健指導の質の向上	① 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を37.1%以上とする ③ 被扶養者の特定保健指導実施率を18.3%以上とする
3.重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上とする (※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上とする (※) 胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く
4.コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を2,120事業所(※)以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数	健康宣言事業所数を2,080事業所以上とする
5.医療費適正化	① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース) (※2)80%以上を維持するとともに、協会全体でジェネリック医薬品使用割合(数量ベース) (※2)を、年度末時点で対前年度以上とする。 (※2) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ② 協会全体でバイオシミラーに80% (※3) 以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合を対前年度 (※4) 以上とする (※3) 数量ベース (※4) 成分数ベース ③ 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合(金額ベース) (※2) を対前年度以上とする	① 全支部で、2024年度パイロット事業を構成開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 ② ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度末以上とする
6.広報活動や「顔の見える地域ネットワークを通じた加入者等の理解促進	① ホームページユーザー数(1日当たりホームページ訪問者数の合計)を対前年度以上とする ② 全支部でSNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月2回以上情報発信を行う ③ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.9%以上とともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	① 全支部でSNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信を行う ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.9%以上とともに、委嘱事業所数を対前年度以上とする